

尼崎市通所型サービス（第一号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

第1節 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、尼崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する通所型サービス（第一号通所事業）のうち、介護予防型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び実施要綱において使用する用語の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防型通所サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして実施要綱により定めるサービスをいう。
- (2) 介護予防型通所サービス事業者 介護予防型通所サービスの事業を行う者をいう。
- (3) 指定介護予防型通所サービス事業者又は指定介護予防型通所サービス 実施要綱第13条の規定により市長が介護予防型通所サービス事業を行う者として指定したもの又は当該指定に係る介護予防型通所サービス事業を行う事業所において行われる介護予防型通所サービスをいう。
- (4) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第一号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該第一号事業支給費に係る第一号事業をいう。
- (5) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤従業者の員数に換算する方法をいう。
- (6) 介護予防ケアプラン 介護予防ケアマネジメント（実施要綱第3条に規定する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。

（事業の一般原則）

第3条 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。

- 2 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、本市、他の事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 3 指定介護予防型通所サービス事業者及びその指定介護予防型通所サービス事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- 4 指定介護予防型通所サービス事業を行う事業所は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。

第2節 基本方針

（基本方針）

第4条 指定介護予防型通所サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第3節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定介護予防型通所サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防型通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第6節までにおいて「介護予防型通所サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定介護予防型通所サービスの提供日ごとに、指定介護予防型通所サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防型通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 指定介護予防型通所サービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防型通所サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定介護予防型通所サービスの単位ごとに、当該指定介護予防型通所サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら指定介護予防型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防型通所サービスを提供している時間数（以下「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該指定介護予防型通所サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）若しくは指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着

型サービス基準」という。)第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型通所サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業若しくは指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防型通所サービス、指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定介護予防型通所サービス事業所の利用定員(当該指定介護予防型通所サービス事業所において同時に指定介護予防型通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防型通所サービスの単位ごとに、当該指定介護予防型通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。以下同じ。)を常時1人以上当該指定介護予防型通所サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定介護予防型通所サービスの単位は、指定介護予防型通所サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防型通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定介護予防型通所サービス事業者が指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型通所サービスの事業と指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準若しくは指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所ごとに専らその職

務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第4節 設備に関する基準

(設備、備品等)

第7条 指定介護予防型通所サービス事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さが確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供に支障がない場合においては、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防型通所サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定介護予防型通所サービス事業者が指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に提供されている場合については、指定居宅サービス等基準第9条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準若しくは指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防型通所サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められ

る重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防型通所サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防型通所サービスの使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防型通所サービス事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防型通所サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防型通所サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定介護予防型通所サービス事業者は、正当な理由なく指定介護予防型通所サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定介護予防型通所サービス事業者は、当該指定介護予防型通所サービス事業所の通常の実業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防型通所サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の指定介護予防型通所サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者(実施要綱第4条第1項第2号に規定する事業対象者をいう。以下同じ。)の該当の有無及び事業対象者の該当の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防型通所サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は事業対象者の該当の有無の判断を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は事業対象者の該当の有無の判断の申請(以下この条において「要支援認定の申請等」という。)が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援(これらに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、又は事業対象者の該当の有無の判断が事業対象者の該当の有効期間が終了する前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)

及び尼崎市介護予防ケアマネジメント実施要綱第29条第3号イに規定する会議（以下、「サービス担当者会議等」という。）を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第14条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第一号事業支給費の支給を受けるための援助）

第15条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの提供の開始に際し、利用申込者が実施要綱第6条第1項に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号イ及びロに規定する計画を含む。）又は介護予防ケアプランの作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第一号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第一号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画等に沿ったサービス提供）

第16条 指定介護予防型通所サービス事業者は、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防型通所サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第17条 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第18条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスを提供した際には、当該指定介護予防型通所サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防型通所サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払いを受ける第一号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第19条 指定介護予防型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防型通所サービスを提供した際には、その利用者から実施要綱第9条第1項に規定する利用料の支払いを受けるものとする。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける額と、指定介護予防型通所サービスに係る第一号事業支給費との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防型通所サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定介護予防型通所サービスに通常要する時間を超える指定介護予防型通所サービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防型通所サービスに係る第一号事業支給費を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前4号に掲げるもののほか、指定介護予防型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に係る費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に準ずるものとする。

5 指定介護予防型通所サービス事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第一号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第20条 指定介護予防型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防型通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する本市への通知)

第21条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき

(2) 偽りその他不正な行為によって第一号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき
(緊急時等の対応)

第22条 指定介護予防型通所サービスの従業者は、現に指定介護予防型通所サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第23条 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防型通所サービス事業所の従業者及び指定介護予防型通所サービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防型通所サービス事業所の従業者にこの要綱の規定を順守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第24条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防型通所サービスの利用定員
- (5) 指定介護予防型通所サービス内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第25条 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防型通所サービスを提供できるよう、指定介護予防型通所サービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所ごとに、当該指定介護予防型通所サービス事業所の従業者によって指定介護予防型通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 前項に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその指定介護予防型通

所サービス事業所の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。

(定員の遵守)

第26条 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用定員を超えて指定介護予防型通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第27条 指定介護予防型通所サービス事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第28条 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、当該指定介護予防型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第29条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所の見やすい場所に、第24条に規定する運営規程の概要、指定介護予防型通所サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 指定介護予防型通所サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、当該指定介護予防型通所サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防型通所サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第31条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第32条 指定介護予防型通所サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第33条 指定介護予防型通所サービス事業者は、提供した指定介護予防型通所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防型通所サービス事業者は、提供した指定介護予防型通所サービスに関し、法第115条の45の7の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防型通所サービス事業者は、本市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(地域との連携)

第34条 指定介護予防型通所サービス事業者(当該指定介護予防型通所サービス事業者が指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型通所サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に限る。以下この項から第3項まで及び第5項において同じ。)は、指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防型通所サービス事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防型通所サービス事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防型通所サービスについて知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防型通所サービスに関する利用者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防型通所サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防型通所サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第35条 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防型通所サービス事業者は、第7条第4項の指定介護予防型通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防型通所サービス事業者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定介護予防型通所サービス事業所の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定介護予防型通所サービス事業所の従業者に周知される体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定介護予防型通所サービス事業所の従業者に対して研修を行うこと。

(会計の区分)

第36条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防型通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 指定介護予防型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第39条第2号に規定する介護予防型通所サービス計画

(2) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録

(3) 第21条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第35条第2項及び第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防型通所サービスの基本取扱方針)

第38条 指定介護予防型通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防型通所サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防型通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。また、その評価の結果を公表するよう努めなければならない。

3 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービス提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防型通所サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他のさまざまな方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

6 指定介護予防型通所サービス事業所の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

7 指定介護予防型通所サービス事業者は、リハビリテーションその他の機能訓練その他利用者に対して提供するサービス又はこれに付随するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号又は第5号に該当する営業（以下「特定風俗営業」という。）に係る遊技その他利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれがある遊技（以下「対象遊技」という。）を、通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間として市長が別に定める時間を超えて利用者に提供してはならない。

8 指定介護予防型通所サービス事業者は、対象遊技の結果に応じて疑似通貨（物品、金銭、役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。）を利用者に提供してはならない。

9 指定介護予防型通所サービス事業者は、正当な理由なく、介護予防サービス計画等において定められた回数、時間その他の数量等を超えて指定介護予防型通所サービス（対象遊技を提供するものに限る。）を提供してはならない。

10 指定介護予防型通所サービス事業者は、当該事業を行う事業所の施設（利用者が容易に見ることができる部分に限る。以下この項において同じ。）の外観若しくは内装、当該施設における設備若しくは備品の配置又は当該事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

11 指定介護予防型通所サービス事業者は、当該事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての

広告の内容について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

(指定介護予防型通所サービスの具体的取扱方針)

第39条 指定介護予防型通所サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議等を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防型通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防型通所サービス計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防型通所サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、介護予防型通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、介護予防型通所サービス計画を作成した際には、当該介護予防型通所サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、介護予防型通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、介護予防型通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防型通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防型通所サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 指定介護予防型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防型通所サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防型通所サービス計画の変更について

準用する。

(指定介護予防型通所サービスの提供に当たっての留意点)

第40条 指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定介護予防型通所サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第41条 指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第7節 共生型介護予防型通所サービスに関する基準

(共生型介護予防型通所サービスの基準)

第42条 共生型介護予防型通所サービスの事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。))

第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定

自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型介護予防型通所サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型介護予防型通所サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防型通所サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第43条 第4条、第6条及び第7条第4項並びに第5節及び前節の規定は、共生型介護予防型通所サービスの事業について準用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から平成30年3月31日までの間に限り、指定介護予防型通所サービス事業者が指定介護予防通所介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型通所サービスの事業と旧介護保険法第8条の2第7項に規定する指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準及び第99条第1項から第3項に規定する設備に関する基準を満たすことによって、この要綱に規定する指定介護予防型通所サービス事業の人員及び設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準備行為）

3 この要綱の施行について必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。